

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年3月12日

厚生委員会

# 速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○白石正輝副委員長 おはようございます。定刻少し前ですけれども、出席予定者のメンバーが皆さんお越しですので、ただいまより厚生委員会を開催いたします。

今日の招集に当たっては、委員長が不在ですので、副委員長の年長ということで、私の名前で呼び掛けさせていただいたことを御了承ください。

ただいま委員長が欠員となっておりますので、委員長の互選を行います。

この際、委員長互選の件を議題といたします。委員長の選任方法についてお諮りいたします。いかが取り計らいますか。

[「白石委員を委員長に」と呼ぶ者あり]

○白石正輝副委員長 私を推薦いただく声がありました。

お諮りいたします。

委員長に私を選任することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝副委員長 異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○白石正輝委員長 委員長就任に当たりまして、私より、一言申し上げます。

ただいま長沢前委員長の後任ということで、委員長に御選任をいただきまして、本当にありがとうございます。

足立区議会は、今2人欠員になってるのですが、2人ともこの厚生委員会なのですね。ということで、今後は、これからは、副委員長とよく相談しながら、足立区の福祉と医療の向上、充実のために努力させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、私の委員長就任に伴い、副委員長が欠員となりましたので、これより副委員長の互選を行います。

この際、副委員長互選の件を議題といたします。

副委員長の選任方法についていかが取り計らいますか。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 委員長一任との声がありますので、選任方法は指名推選によることとし、私から御指名申し上げます。

副委員長に岡田委員を選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

岡田副委員長より就任の挨拶があります。

○岡田将和副委員長 長沢興祐改め岡田将和です。よろしくお祈いします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 引き続き、会議を進行いたします。

記録署名員2名を私より御指名申し上げます。岡田委員、おぐら委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、議案の審査に移ります。初めに、(1)第19号議案を単独議題といたします。

また、報告事項(7)が、本議案と関連しておりますので、併せて執行機関より説明をお願いいたします。

○高齢者施策推進室長 福祉部の議案説明資料2ページを御覧ください。

足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例になります。条例を制定するために今回上程させていただきました。

令和6年1月1日施行の認知症基本法を踏まえ、区の理念の共有や認知症施策の総合的かつ計画的

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

な推進、共生社会の実現のために、今回条例を制定したいと考えております。

条例につきましては、基本理念、区の責務、区民の役割、事業者の役割ということで示させていただいております。令和8年4月1日の施行を予定しております。

具体的な方策を進めるに当たりましては、認知症施策推進計画を策定して進めていく予定ですが、こちらは、令和8年度中に策定予定の高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画と併せて策定をする予定で今、進めております。

条文につきましては、別紙1ということで、3ページ、4ページに記載がございます。

あわせて、福祉部の報告資料16ページを御覧ください。

この条例の理念に合わせまして、徘徊の表現を見直していきたいというふうに考えております。

項番1、見直し案ですが、徘徊高齢者と今まで使っていた表現をひとり歩き高齢者といたします。

こちらですが、日本看護協会の認定看護師、認知症を主に看護する方々の育成講義の中で、もう既に徘徊高齢者という言葉は使わず、ひとり歩き高齢者の表現を用いているということを確認いたしましたので、それを参考に、ひとり歩き高齢者と足立区では、呼んでいきたいというふうに考えております。

今、庁内でも、徘徊高齢者という言葉を使っていないか確認をしております。令和8年4月1日から、ひとり歩き高齢者という表現で進めてまいります。

報告は以上です。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑はありますか。

○佐々木まさひこ委員 それでは、私から2点ほど質問させていただきます。

この足立区認知症とともにいつまでもこのまちでという名称には、認知症の人の意思が本当に尊

重されて、できる限り住み慣れたこの足立、認知症の方が本当に住みよい環境にしていって、認知症の方が住み続けることができる、そういう足立区を目指していくんだという強い決意が込められていると思うんですが、そこらあたりのところをお伺いをいたします。

○高齢者施策推進室長 今、佐々木委員がお話ししてくださったとおりのことが私たち考えているところですよ。

認知症の方が安心して、このまちで暮らしていただければ、漢字では書いておりませんが、共生社会というものを目指しているものになっております。

○佐々木まさひこ委員 今後、この条例を基に認知症施策推進計画を策定していくということでございますけれども、特に認知症の早期発見、早期治療、早期介入、それから、BPSD（行動・心理症状）など、非常に御家族が悩まれるケースも多いということも聞いておりますので、そういったことへの対応、それから、認知症の方が住みよい足立区を目指すという意味では、様々な方々への認知症に対する理解と啓発、特に子どもさんたちへもしっかり進めていただきたいなというふうに思うのですが、そういった計画を具体策を進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今、お話しいただきました理解というところでは、正しい認知症のことを理解していく、理解を深めていくということは、非常にお子さんの心から重要なことだと考えております。

今、お話しいただいたような、御提案いただいたようなことをしっかり計画の中で制定していきたいというふうに考えております。

○山中ちえ子委員 この条例の制定について、ちょっと質問をいたします。

これができる経緯も、この間、お話も聞いてい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

て本当によかったなと思っていて、かなり相談の内容でも、徘徊による御家族の不安だったり、あ、ひとり歩き高齢者という名称に変えるということですが、ひとり歩き高齢者、それもちょっと後で触れますけれども、徘徊、要するに、何も分からなくなっていくという中、認知症の心身機能障がいの一つである左右や東西南北などの方向感覚が失われるということで、大変さがあるということで、高速道路まで自転車で引っ越したりだとか、やっぱり電車の地下鉄の危ないところまで行かれて、大きな、命を失う事故を起こした方もいらっしゃるし、そういうことで、悩んでいるというか、日常生活の中で、御家族やそういった困難をお持ちの御本人が大変な思いをしていたので、本当に今回よかったなと思ってるのですけれども、これが、是非、この後に推進計画をつくるということですが、そこで生かしていただきたいなということも一つあって、これによって、認知症の方の介護保険サービス、これが受けられるように、今、本来受けられるべきグループホームにどれぐらいの人たちが入れているのかなとか、軽減措置がされなくなっている状況ですから、軽減措置がしっかり対象になるとか、そういったところが、やはりその御家族や、御本人はあれでしょうけれども、御家族からいろいろな足立区に寄せられる意見や要望なんていうのも、これに反映していったのだと思うんですけれども、その辺の経緯を教えてください。

- 高齢者施策推進室長 条例を策定するに当たりましては、今、山中委員お話しいただいたように、認知症の方、それからその御家族からも御意見をいただきました。

認知症の方からは、やりたいことがやれない、例えば、買物に行きたくても、家族から止められてしまう。それは、山中委員が先ほどお話しいただいた方向感覚が失われているというようなことで、多分、御家族のすごく心配な思いが前面に出

てしまっているかと思うのですが、ただ、認知症の御本人からすると、やりたいことがやれないというようなお話を多くいただきました。

そういったことをこの条例の中にも示しましたし、今後、計画をつくっていく上でも、再度また認知症の方、その御家族からも、意見を多く聞き取った上で計画を策定していく予定ですので、計画の中にも、具体的な施策については示してまいりたいと考えております。

- 山中ちえ子委員 確かにそのとおりで、やっぱりリスクと安全性といったところをしっかりと担保していこうとすることと、それから、疾患上、効果があると言われている、自分のやりたいだったり保障される支援というのは、天秤になってしまうわけですので、大変難しいところだと思うので、この条例が、その難しさを解決していくものになっていってほしいなというふうに思うのですが、是非それと同時に、認知症カフェなんかで来た方なんか話を聞いてくださったりして、それをつくってるというふうに聞いたのですが、そういった困難さが、今、福祉まるごと相談課の方に多分寄せられる中でも、こういったことが複雑化して、大変な御家族の相談も受けてると思うのですよね。なので、それが本当に反映されるようにということと災害時に認知症の方が困らないような避難の在り方とか、支援の在り方とか、そういうところにもしっかりと行き届く今後の具体的な推進計画にしていってほしいなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

- 高齢者施策推進室長 関係各課とも連携を取りながら、計画は策定してまいりたいと考えております。

- 山中ちえ子委員 お願いします。この間も、この間というか、もうすぐ先日、昨日なのですけれども、相談があつて、認知症の患者さんをめぐりやっぱり困難事例が、実態として、なるほどこういう大変さがあるのだなと分かったケースがあつて、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ざっくりと紹介します、独居のお母様を見るひとり暮らしで別居している息子さんが面倒を見てるケースで、お母様は独りで歩いていってしまう。ひとり歩き高齢者、いわゆる徘徊で、大変な思いをしていて、本当に毎日のように警察に保護されてしまうということを繰り返していたと。それで、息子さんは、その度に、もちろん日中は働いているので、お迎えに行くのが常態化していて、しかし、そのうち仕事も激務で迎えに行くタイミングが遅くなってしまったと。ある日、施設に保護しているという区からの連絡を受け取ったそうなのです。それまでは警察に迎えに行ったりしたのですが、それがなぜか区から連絡をそのときは受けたらしくて、なぜかという、鍵をそのときは持ってなかった。だから、保護者というか御家族が迎えに行く前におうちに送って差し上げる時もあったそうなのです。でも、鍵がなかったということで区が保護してくれてた。区から連絡を受けて、駆けつけたらしいのですけれども、そういった中で、一時的に措置ということになって、老人保健施設かな、入らせてくれていたらしいのですけれども、そのときの担当者とのコミュニケーションが全然されてなくて、そのときの施設利用料金はどうなるのかとか、その辺が全然対話がなかったらしいのです。区の職員もお忙しかったのか、そういった対応でずっと行ってしまっ、ある日、面会に行こうとしたら、面会も止められたと。要するにネグレクトの想定をされたのか、ちょっと分からないのですけれども、面会ができなくなっちゃったということもあったらしいのですよ。

だから、こういうやっぱり一つ一つの足元の個別例で困難さを抱えてる人がこぼれ落ちるようなことも、忙しさの中でありかねない。こういうところにもちゃんと届くようなことが、理想がかなえられるような条例、それから、条例を基にした推進計画にしていっていただきたいなと思いま

すが、この辺はどういうふう考えてますか。

○高齢者施策推進室長 これまでも、様々、認知症に関する施策等も進めてまいりましたけれども、今回条例制定、それから令和8年度計画を策定するに当たっても、もう一度これまでの施策等も見直し、それをしっかりと計画に位置づけ、認知症施策、推進してまいりたいと考えております。

○山中ちえ子委員 最後にします。

これ、私、ずっと言ってるのですけれども、ケアマネジャーやサービス担当者それから御家族とあと足立区が、やっぱりちゃんと連携していける体制を重視していただきたい。一人一人の利用者さんの担当者会議がうまくいっていたら、こういうことはどんどんなくなっていくと思うのです。だから、サービス担当者会議が安心してできるようになることが、御家族の困難さに寄り添えるきめ細かい相談対応もできるようになると。そこに区も理想的な介入ができるということになっていくと思いますので、介護保険サービスとの連携といったところで、課題のあるサービス担当者会議が、しっかり安心して、担う側も受け入れる側も、とりわけ、ひとり歩き高齢者、いわゆる徘徊の方の困難に寄り添えるようにしていただきたいと、それもちょっと重視してお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今回の条例制定、それから、徘徊の表現の見直し、こういったことも介護事業者連絡会、またケアマネジャーの方々にもしっかりと周知をして、理解をしていただいた上で、区と一緒に取り組んで、今後も進めていけるよう、実施してまいりたいと考えております。

○高橋まゆみ委員 私も、もう少しだけ。この認知症の徘徊高齢者をひとり歩き高齢者という名前の変更というのもすごく優しい感じがしていいのですけれども、本当に寄り添った形にしていかなきゃいけないのではないかなと思うのです。この高齢者のひとり歩きというのが、ちょっと調べると、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

大体、歩き始めて5 km圏内に徘徊してしまうと、ひとり歩きしてしまうということなのですが、乗り物とかに乗れちゃう、認知症でも、ずっと認知症なわけではなくて、つながったりする部分がやっぱりあるのですけれども、そういった方というのは、乗り物にも乗ってしまって、50 km、100 kmという形で、遠くまで行ってしまふという懸念があります。

レクチャーのときも言ったのですけれども、私、前に、松戸市に住んだことがあって、年中、このような服装の方がいなくなってしまうと、皆さんで見守って下さいみたいな放送が流れるのです。そうすると、しばらくすると、1日だったり2日だったりするときもあるのですけれども、大体何時間単位で見つかりましたという放送がまた流れるのですよ。そういうことによって、この何 km先まで行ってしまふというのを防げる。そうすると、やっぱり本当の意味で、認知症とともにいつまでもこのまちでというようなものにぴったり当てはまると思うのですけれども、いかがでしょう。

○高齢者施策推進室長 放送を流すということかなというふうに、御質問の趣旨を捉えましたけれども、足立区では、今、放送はしていませんけれども、社会福祉協議会、それから地域包括支援センター含めてネットワークができておまして、どなたかが見当たらなくなったということだと、そのネットワーク網で探すような仕組みになっています。

推計では、足立区の中で、2万人認知症の方がいるということなので、もし放送とかとなると、もう頻繁に放送にもなってしまうかなと思うので、ちょっと放送ということはせずに、今、有効に活用できているそのネットワークをこれからも活用して、認知症の方が早く見つかるような形、それを進めていきたいというふうに考えております。

○高橋まゆみ委員 そういった看護とかされてる方

というのは、もう本当に、少しの間も、もう1分たりとも目を離すと出ていってしまうということもあるので、いろいろな意味で、そういうネットワークがつながっていければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○おぐら修平委員 お願いします。今回この条例案の中で、特に区の責務の部分、事業者の役割、区民の役割でしたっけ、それぞれいろいろ努力義務的なもの、またこの具体的なこと、やらなければいけないといったことを示しておりますけれども、既にいろいろなこの施策の中でも実施しているものもあれば、これからちょっと具体的に施策に落とし込んでいくものもあると思うのですけれども、改めて整理で、既にできてるものはちょっと置いて、既に計画で示されているものはちょっと一旦置いて、これから具体的なこの計画をつくり込んでいく部分について教えていただいでよろしいでしょうか。

○高齢者施策推進室長 具体的な検討はこれからになりますので、整理は本当にこれからになるので、区民の方々が、積極的に認知症を支えていただくような、そういった部分をもう少し手厚くこれからやっていきたいというふうには考えております。

○おぐら修平委員 正にその部分を触れたかったのです。なかなか区民相談の中でも、私の実家の方の親族とか見ても、まずその認知症になった段階で、包括だったりとか、相談窓口だったり、デイサービスとかにつながらない、御本人がやっぱりかたくなに拒否される。家族もどう対応していいか分からない、どんどんどんどん認知症が進んでいく、そこからこのひとり歩きだったり、例えばよくあるのなんかだと、家事される方なんかだと、火を付けっ放しにしてそのままもう鍋焦げで、火事の一步手前だったりだとか、本当に御家族も、そういった対応で疲弊してしまうという

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

場面を数多く目の当たりにしていきました。

そんな中で、区民の皆さん、特に御本人もそうですけれども、御家族の皆さんがどういうふうにか。結構、意外と包括に相談するということを知らない方もいらっしゃるということも、実際ありましたので、そういった部分の周知啓発と云えばいいのですか、区民の皆さんに向けて、認知症のこういう症状、こういう状態、こういうときにはここに相談してください、御家族の方はこういうふうをサポートしていきましょう、一緒に見守るといふか寄り添っていきましょうみたいなことをより一層この啓発強化できればなということをちょっと触れさせていただいた次第でございます。

この点について、今後の方向性というか、具体的なそういったこの取組についてよろしいでしょうか。

- 高齢者施策推進室長 啓発の部分は非常に大事だと考えております。

条例も、制定になりましたら、令和8年度は、年間を通じて、イベントやあとパネルの展示、そういったものを活用しまして、区民の方々に啓発していきたいというふうには考えております。

包括が認知症のことも相談できるということはまだよく御存じないという御意見もいただきましたけれども、そこは正に私たちも考えておまして、特に若年性の認知症の方の相談も包括でできるということもまだまだ知られてませんので、その部分については、周知を徹底してまいりたいと考えております。

- おぐら修平委員 そうですよ、今回のこの条例案の中に出てますけれども、認知症に関する知識や関心を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする、正に本当にそこに尽きると思いますし、あといろいろな自治体がいちいち工夫してされているよい例もあると思いますので、お互いにそう

ですけれども、そういったこのよその自治体でやっているよい例をうまく調査研究しながら、こちらもそういうところうまくまねて、啓発部分に努められればと思いますので、今後の具体的施策については、そういったことでも意識しながらよろしく願いいたします。要望で結構です。

- 白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派からの御意見を願いいたします。

- 岡田将和委員 予算特別委員会でも申し上げました予防という観点も大事だと思いますということも伝えまして、すこやかプラザあだちの方に聞こえのチェックの機器も前向きに検討して下さるということです。掲げてる理念はすばらしいと思いますが、これから中身についてももしっかり精査しながらいきたいと思っておりますので、賛成でお願いします。

- 佐々木まさひこ委員 賛成です。

- 山中ちえ子委員 この議論を聞いていても、やはり正に専門の認知症専門看護師の役割だったり、看護師のケアプランにどうやって具体的に家族と連携して対策していけるかといったところも重視してやっていきたい、そのためには、この条例がとても力を発揮するということであれば、是非是非、この条例を賛成していきたいと思えます。条例案を。

- おぐら修平委員 賛成です。可決でお願いします。

- 高橋まゆみ委員 これからも高齢者がどんどん増えてくるということで、この足立区だったら安心して、皆さんで、高齢者、そして子どもたちも見守っていけるというふうな周知をさせていきたいと思えますので、賛成でお願いします。

- 白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本議案については、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、第20号議案を単独議題といたします。

また、報告事項(8)が本議案と関連しておりますので、併せて執行機関より説明を求めます。

○高齢者施策推進室長 第20号議案、5ページを御覧ください。

足立介護保険条例の一部を改正する条例になります。

令和7年12月17日に、介護保険法施行令の一部が改正されました。それに伴いまして、令和8年度の介護保険料の算定に関する特例を規定するために、今回条例の一部を改正するものになります。

改正の内容ですが、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行から10万円引き上げられました。これに伴って、区民の方の税負担は軽減される方がおります。ただし、令和8年度の介護保険料については、介護保険法施行令の改正に伴いまして、税制改正前の基準により保険料を算定することとなるため、税制改正による保険料の変更は生じないというものになります。一部特例減免による保険料の軽減もございしますが、内容につきましては、報告資料で御説明をしたいと思います。

この条例ですけれども、施行は令和8年4月1日を予定しております。

報告資料17ページを御覧ください。

今回御報告する算定基準の変更につきましては、2点ございます。

まず1点目は、先ほどの条例改正に伴うものでございまして、令和8年度介護保険料につきましては、税制改正前の基準によって算定するということ。

それから、(2)としまして、こちらは、老齢基礎年金額の令和7年中の満額の金額が増額されたことによって、基準を変更するというものにな

ります。

まず、一つ目の税制改正絡みの変更の詳細ですが、項番2の(1)を御覧ください。

給与所得控除につきましては、最低保障額が現行の金額から10万円引き上げられました。具体的には55万円から65万円に引き上げられたというものになります。この影響がある方というのが、特定の給与収入金額が55万1,000円以上190万円未満の方になります。

18ページを御覧ください。

保険料の算定の概要ということで、算定のイメージ図を御紹介させていただいております。

こちら単身世帯で、前年収入が給与収入184万円の方ですけれども、今回の税制改正によりまして、改正後を見ますと、給与収入184万円で、給与所得控除は65万円、10万円引き上げられた65万になりますので、それでやりますと、保険料第6段階、9万2,400円になります。ただ、介護保険料、令和8年度につきましては、税制改正前の基準でということになりますので、御覧いただくとおり、この方の場合、第7段階の年額で10万5,360円になる、保険料については変更はしないというものになります。

ただし、特例でということで、その下の囲みの中ですけれども、減免の要件がございまして、令和8年度の保険料が、住民税非課税となった方で、減免の要件に記載がありますように、令和7年度も住民税非課税で、令和8年度も税制改正後で計算しますと住民税非課税、そして、令和7年中の給与収入が55万1,000円から190万未満の方、そして、四つ目の条件として、令和7年中の合計所得金額が非課税基準から最大10万円の範囲のもの、この方々、今、大体約2,900人いらっしゃるというふうに見込んでおりますけれども、この方々は、令和8年度については非課税扱い、非課税の保険料段階まで減免するというものになります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

該当の方につきましては、申請は不要というふうにさせていただきます。

続いて、19ページの(2)でございます。

こちらは、老齢基礎年金額の令和7年中の金額、満額が引き上げられたということでの変更になります。

令和7年につきましては満額、これまでの80万9,000円から82万6,464円になりましたので、保険料の基準の所得金額を新しく変わりました令和7年の金額82万6,500円に引き上げるものになります。こうすることで、老齢基礎年金収入のみの方の保険料の段階は変わりません。

あわせて、20ページに記載がありますが、高額介護予防のサービス費負担限度額認定の基準所得金額の変更、こちらも、令和7年の満額の基準に合わせるものになります。

こちらなのですが、令和7年の介護保険料の決定の通知に、この介護保険の今回、変わった内容の部分につきましては、チラシを入れて、区民の皆様には周知をする予定であります。ただ、分かりにくいところが多分に想定されますので、問合せ等につきましては、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

御審議よろしくお願いたします。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○佐々木まさひこ委員 この議案でございますけれども、介護保険法施行令の改正に伴うということでございますが、第9期の介護保険計画は令和8年度まででございますので、税制が変更となっても、税制改正前の基準で保険料を算定しないと、第9期で見込んでいた全体の保険料が不足をする、ショートするというに伴って、介護保険法施行令が改正されてることなのですが、仮に新税制で保険料を算定すると、どの程度不足してしまうということになるのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 国の算定では、約1%程度の保険料の収入の影響があるというふうに示されておりますので、それで見ますと、足立区においては1億3,000万円の収入の減になるのではないかと想定されます。

○佐々木まさひこ委員 何とか区の努力で吸収できないものかなとは思いますが、介護保険法施行令が改正になってますので、その基準に従ってやっていくしかないわけですが、非常に分かりづらい。特に、令和8年度に住民税非課税になった方、非課税とみなされる方、これはもう変わるだろうというふうに、もしかしたら思われる方も多いのではないかなというふうに思うのです。基本的には、介護保険料は変更になりませんから、減ってはいないというふうに思われる方が出てきてもおかしくないかなというふうに思うのですが、そういった方々についての丁寧な説明、先ほどおっしゃいましたけれども、個別にやるのか、何かそういうお知らせをするのか、そういったことの何か対応というのはどのような形になるのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 7月、介護保険料の決定通知とともに、同封してお手紙、介護保険だよりの中でお示しする予定ではございます。

お問合せは本当に多く来るかと思っておりますので、お問合せに対しては、個別に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○佐々木まさひこ委員 特に課税、非課税のあたりが、多分一番御不満に思われるところだろうというふうに思いますので、御説明の文章も丁寧に分かりやすく、これも私理解するまで大分時間が掛かりました。昨日御説明に来ていただいて、ようやく分かったわけですが、なるべく区民の方に丁寧に説明をしていただくようお願い、要望いたします。

○山中ちえ子委員 これはとてもひどい、政令に基づいてというわけなのでしょうけれども、やはり

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これは負担軽減になる税制改正にもかかわらず、令和8年についてはやらないというものです。

お聞きしますが、こういった税制に伴っての保険料負担も軽減するというようなものであって、増えるものではないわけですよね。では、今回は負担軽減になるかもしれない、そういった税制改正だということでしたが、それをやらないという一部条例改正ですけれども、これが例えば、増えるといったときも、こういう政令が出たことは、これまでにあるのですか。税制改正に伴って、政令が出たケースで、負担軽減のときしか出ないのですか。それとも負担が増えるときに政令が出たことというのはあったのですか。

- 高齢者施策推進室長 ちょっと申し訳ありません。過去の税制改正で負担が上がったときがあったかというのが、すぐ回答できませんので、後ほどお調べして、御説明に上がりたいと考えております。
- 山中ちえ子委員 そのときに、その政令によって、計画期の途中であっても、それに応じた。その足りない部分を区が補填して収めたとか、そういったところまで教えていただきたいなと思います。

今回本当に冷たい政令だなと思うのですけれども、先ほどおっしゃいました1%程度での影響という1億3,000万円というものですけれども、どうにか区の補填で、この負担軽減といったことをやれないものかと。どの自治体も同じように政令に従っているということなのだと思いますのですけれども、本当にそうなのですかね。

- 高齢者施策推進室長 介護保険法の施行令に沿ってのもので、全国一律で今回これは公布されておりますので、どの自治体も行っているものと思います。

ただ、先ほど、18ページ、特例の減免というところでお示ししましたが、令和7年度も非課税で、令和8年度も非課税で、あと条件二つそろえば、その方は非課税の扱いになるということ、こ

の特例減免につきましては、国の方からは、各自治体の判断で努力義務、することができるというふうになっておりますが、足立区としては、この部分については実施をするというふうに決めています。

国の方からも、今回、この第9期の介護保険計画における一時的な保険診療収入、それがあると、令和8年度の介護保険制度が成り立たなくなるといことで、あくまでも、令和8年度の保険料の算定のみに関し今回適用するというふうに国からも示されておりますので、その点につきましては、御理解いただければと思います。

- 山中ちえ子委員 であるなら、10期の時期から、来年度からは、この税制改正が反映された形で負担軽減の計算がされるということによろしいですか。

- 高齢者施策推進室長 今回改正された税制改正の内容が、そのまま引き続き行われるということであれば、それに合わせた形で、今度、介護保険料の算定の部分は、計算というか示していくものということになりますけれども、それは令和8年度中に、今度第10期の計画を考えてまいりますので、その中で示していくことになると考えております。

- 山中ちえ子委員 それは本当によかったのですが、先ほど言ったように、特例減免というのは、非課税といったところに絡んでのもので、ほとんどの若い人たちの第2号被保険者ですよね、この方々は何も恩恵がないわけですよ、特例減免の。だから、そういった方々が、本当に世代間分断にもなりかねない問題で、やっぱり、そこは、こういった手当があるよとか、せつかく、扶養控除の額が上がって、働ける人たちが増えてきているわけで、一生懸命それだって働きたくて働いている方もいると思うけれども、やっぱり子どもたちを育てるために、一生懸命夫婦で働いて、そして、税制改正によって、働ける部分、税控除の部

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

分が広がって恩恵を受けたわけではありますけれども、でもやっぱり、だからといって、その第2号被保険者である若い保険料を納める方々に、本来なら恩恵が行くところを行かないといったところでは、ちゃんと何かしら手当てをすとか、こういうふうな、足立区に住めばこういうときにはこうやって助けるよというようなことだったりとかがあればいいのではないのかなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

- 高齢者施策推進室長 今回の税制改正の中で、介護保険料に影響があるところの方々というのが、この55万1,000円から190万円未満の方の部分のところだったということではあるところは御理解いただければと思います。

そのほかの2号保険者の方ですとか、そういった方々には、介護保険制度について、まだ十分周知されていないというような御意見かと思っておりますので、その部分については、しっかりと周知は今後もしていきたいと考えております。

- 福祉部長 若干補足させていただきます。

今回のこの件については、介護保険の枠組みの中でのお話になります。ですので、お気持ちは十分に理解するところではございますが、介護保険法の施行規則に沿って対応を取らせていただきたいというふうに思います。

ただ山中委員、先ほど御発言された課税世帯の若い方々への支援みたいところ、それは、サービス全体、区の事業サービス全体で恐らく考えなきゃいけないものだと思います。今回の1万円の給付もそうですけれども、幅広く御支援差し上げられるところについては、考えなきゃいけないと思いますし、福祉サービス以外のところで何かあるのかということ、全体的なサービスの向上みたいところで対応をさせていただきたいというふうには思いますが、区の今後の施策の中で検討させていただきたいと思います。

- 高橋まゆみ委員 私も、山中議員の発言で、やっ

ぱり私も同意するのです。なぜなら、昨日、今日で、ガソリンがすごく上がりました。夕べなんで、たった20円、大谷田でいえば、立橋を越す、越さないで、154円だったものが、立橋を越すと181円になってました。もう154円とただけでもすごい行列ができるぐらい、皆さんやっぱり10円、20円が、すごく大事なときになってるのですよね。そういったときに、確かに国が一番悪いのですけれども、それを押し付けている国が一番悪いのですけれども、区の行政に。そうなので、そこをもう少し、この時期だからこそ、一生懸命頑張ってる人たちに対して、もう少し優しい行政をやってもいいのではないかと思います。取りこぼしのない足立区になってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 福祉部長 先ほどの答弁の趣旨と同じになってしまいかもしれませんが、どういった施策で、痛みを感じられてる方々を御支援できるかというところは、総合的に考えなければならぬところだと思います。

今、こういった施策で具体的にこうですよということは、なかなか申し上げられないのですけれども、その時々状況を見せていただいて、必要な支援というのは、今後も考えてまいりたいというふうに思います。

- 高橋まゆみ委員 これが、永久的に補助し続けなきゃいけないというわけではないので、今年、今回に限り、もう少し補助対象を厚くしていただきたいと要望して終わります。

- 白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派から御意見をお願いいたします。

- 岡田将和委員 先ほどから、やはり分かりにくいという声もありました。グラフなどを使って、より分かりやすく丁寧に御説明いただくことで、問合せ件数も減ってくるのかなというふうにも思いますので、丁寧な説明をお願いいたします。賛成です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○佐々木まさひこ委員 いわゆる前年度から保険料がほぼ変わらないとはいっても、丁寧な説明が必要な方はたくさんいらっしゃると思いますので、そういったことを要望して、可決をお願いします。

○山中ちえ子委員 やはり働いてる人たちが、より安心して働けるというところで、社会から恩恵が受けられるといった、いい部分の税改正だったにもかかわらず、やはりこれわざわざ条例をつくって、政令に従って、こういった保険料軽減になるものをそうならないといったことにするような条例提案ですし、区がやはりそこは役割を發揮するべきだったのではないのかなというところで反対です。

○おぐら修平委員 可決です。賛成。

○高橋まゆみ委員 私も、ぎりぎり頑張ってる人々たちを一番応援しなきゃいけない時期なのに、ちょっと冷たいなと思いますので、私は否決をお願いします。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。本議案につきましては可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたします。

次に、第21号議案を単独議題といたします。

執行機関の説明をお願いいたします。

○足立福祉事務所長 それでは、福祉部の議案説明資料12ページをお開きください。

第21号議案 生活保護費返還金の債権放棄についてでございます。

こちらの案件でございますけれども、世帯員である未成年の長女がアルバイトによる就労収入を得ていたにもかかわらず、収入申告がなかったため、債権が発生したものでございます。

放棄する債権額は127万5,000円でございます。

債務者である世帯主が自己破産により本債権に

ついて免責を許可されたことに伴い、弁護士などを委員とする足立区債権等処理判定委員会に付議し、債権放棄が妥当との答申を得ましたので、議案を提出するものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○山中ちえ子委員 今回の債権放棄の経過について読んだのですけれども、やはり、そういうときにはこういう報告をしなきゃならないのだというようなやはり一定のルールだとか、そういったことがケースワーカーさんとこの世帯とどうコミュニケーション取れていたのかなというのが、とても疑っちゃうというか、どういう関係にあったのだろうか、と、しっかり悩みを相談できるとか、でも自立していきたいお子さんがいて、その場合こうなったんだよとか、そういうやり取りがあっていいのではないかと思うのだけれども、それがなかったということは、どういうことだったのでしょうか。

○足立福祉事務所長 アルバイトをする場合には、収入を申告するよというということで、世帯主である親の方にはもちろん重要事項説明書について説明をしているとは思いますが、ただ、それが、子どもにまで説明がしっかりなされていたのかというところでは、過去の話でございますけれども、しっかりとなされていなかった可能性もあると思いますが、現在は、生活保護のしおりですとか、子どもの世帯にお配りするリーフレットの中で、アルバイト収入がある場合には申告することによって、大学等の進学費用に充てる場合には、収入認定除外になりますということで、しっかり現在は説明しているところでございます。

○山中ちえ子委員 せっかくそうやって大変困難を抱えてた御家族から自立していくお子さんたちが、いろいろな努力だったり、生きがいだったりを見付けて育っていくといったところで、先ほど、足

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

立福祉事務所長がおっしゃったように、そういう収入があっても、その子が自立していくものに使っていくということであれば免除になるとか、いろいろな道があるわけなので、それも知らなかったのではないかなと思うし、何も、堂々とそういった申請をしていけばいいわけですし、だから、やはりコミュニケーション不足なのではないのかなというふうに思っています。なので、致し方ないなど。でも、これを教訓として、しっかりと位置づけていっていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○足立福祉事務所長 山中委員おっしゃるとおりだと思いますので、ケースワーカーは、しっかりその世帯について、必要なことをしっかり説明をしていく、そういった信頼関係を築いて、そういったことに努めていきたいと思っています。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○おぐら修平委員 これ、時期については、まだ大学生等の就労の控除がまだ認められてない時期ではあるのですが、それは関係なく、いずれにしろ、なかなかそうなのですね、家族の収入認定、御本人に説明しても、家族まで行き届いているのかというのが、行き届かないのではないかと、これは、確かに現場サイドであると思います。

今後のこういった事例、恐らくほかでもたくさん、ま、たくさんではないけれども、幾つかあるだろうと思うのですが、それぞれ個々に御家族向けに直接そういう子ども向けのいろいろなこの施策のパンフレットも、親もそうですけれども、子どもにも直接渡して、できればソーシャルワーカーさんが直接そのお子さんに向けても何か説明できるような、現場でのそういうルールづくりとか、そういう機会を設けていくようなこの徹底が大事ではないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 今、子どもがいる世帯につきましては、必ず現認をすると、子どもがいるとい

うことを確認するというを徹底しておりますので、その際に、先ほどおぐら委員がおっしゃったリーフレット、様々な支援が書いてありますけれども、その中でも、アルバイト収入についても触れてございますので、そのあたりもしっかり周知をしてみたいと思います。

○おぐら修平委員 大体こういったいろいろなこの保護の制度仕組みについては、保護開始の時点でこの生活保護のしおりを渡して、また訪問調査の中で、担当ソーシャルワーカーさんが受給者の方に対していろいろ説明するのですが、でも、大体皆さん、そのとき、頭の中いっぱいいっぱい、生活保護の制度ってすごい複雑なので、いろいろな理解しなきゃいけない量も多いので、当事者の方々とすると、もう頭の中がいっぱいいっぱい、なかなか頭の中に入らないというのを現場で目の当たりにしてまして、そこをやっぱりタイミングを見て、ちょっと折に触れて、改めておさらいというか、ソーシャルワーカーさんの手間掛かりますけれども、訪問調査とか何かの機会に応じて、そのスケジュール感的なものを、おさらい説明の場面というのを、それは業務量増えますけれども、やっぱり直接そういうコミュニケーションの中で、改めてこの説明をする機会、受給者の方にもいろいろな制度を、またこのいろいろなこの使える福祉制度、働いてるときの、今回でいうと、正にここの大学とか専門学校進学の際には控除されますよということでの説明の場面というのを受給開始時だけではなくて、定期的にやっていくような仕組みづくり、ほかの福祉制度も含めて、こういったことでの今後の改善策というのが大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○足立福祉事務所長 おぐら委員おっしゃるとおりだと思います。

リーフレットについても、その年齢、学年に応じた支援が何かということがしっかり書いてござ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いますので、あとはそのタイミングを見て、その支援のタイミングに沿った説明を丁寧にするように努めてまいります。

- おぐら修平委員 世帯、その家庭によって使える制度とかこういうことが必要だということは、御本人その御家族が全部理解してやるのというのは、もうほぼ不可能に近い状況なので、そこは、ソーシャルワーカーさんの方でその家庭の状況をつぶさに見ながら、一緒に読み合わせするとか、サポートできるような、もちろん業務量が増えたことは大変ではあるのですけれども、そういった支援体制というのを是非是非現場サイドで徹底していただければということで、これは要望でよろしく願いいたします。
- 高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

この生活保護についてなのですけれども、この子は、多分、悪気がなくて、アルバイトみたいな形をやってたと思うのです。やっぱり子どもたち同士の付き合いというのもありますし、そんな中で、自分が稼ぐほど減らされてしまったり、このような後で返せというような話になってしまうというのが、すごく悲しいなというのと、自分の経験として、10代に、うち、お父さんの会社が倒産して、生活保護を受けたことがあるのです。そのときに、やっぱり自分はどうかして立て直そうとするのですけれども、それが全部、稼げば稼ぐほど減らされていく、どっぷりつかってしまうような制度になっちゃってるのです、これ。これからの場合、この足立区もすごく生活保護の方が多というふう聞いてますので、この生活保護の方たちが生活保護から抜け出すような政策というのを考えていかなきゃいけないと思うのです。

例えばなのですけれども、やっぱりある程度の貯金だったり、収入を認めていかないと、辞めました、働きました、でもちょっと病気だったり何かでつまずいたとき、また生活保護に戻ってしまうという、本当にぐるぐると戻ってしまう、悪い

循環ができてるような気がするのです。そのあたりの行政の改革みたいなのをしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 足立福祉事務所長 今、高橋委員のおっしゃったところですが、国の生活保護制度にのっとって、適正に実施をしているところがございますけれども、就労について、できる方はしっかり進めていく、フォローしていくということで、生活保護を抜け出して、自立していくというようなところにつきましては、できることは、自立の援助ということで、しっかりとしていきたいとは考えております。
- 高橋まゆみ委員 更生プログラムみたいな形で、確かに国が決めているのですけれども、足立区独自でやっていかないと、どんどん増えていく一方なのですよ、実際に。収入が低い、私の方にもちょっと相談が来てたのですけれども、ぎりぎりの人、たった300円で受けられない、生活保護が受けられない。では、仕事を辞めようかなと言うのですよ。そうではないではないですか。だから、そういったところをもう少し行政として考えていかなければ、本当に財政の圧迫にしかありませんので、是非よろしく願います。
- 足立福祉事務所長 ただいま御回答しました就労支援につきましては、ただ就労するだけではなくて、日常生活の支援、社会生活の支援、そういったところから、準備の段階の支援も、今、行っておりますので、そういったところをしっかりと丁寧にフォローしていきたいと考えております。
- 白石正輝委員長 他に質疑ございますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 白石正輝委員長 質疑なしと認めます。  
次に、各会派の御意見をお願いいたします。
- 岡田将和委員 賛成です。
- 佐々木まさひこ委員 やむを得ないと考えます。  
賛成です。
- 山中ちえ子委員 賛成です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○おぐら修平委員 賛成なのですから、ちょっと先ほどの質疑で、1点というか2点というか、ちょっと漏れたので、意見表明というか。

まず、今回の件についても、今まで何回も議会の中で提案しましたが、自動的に収入が行政の方で把握できる仕組み、今回も調査はやってるのですが、でもやっぱり時期が空いちやうから、その間にいろいろ収入があつて申告してなかった、申告漏れだということになってしまうので、そこは毎月つぶさに分かるような仕組みづくりというのは併せてやっていけば、こういう問題というのは一切なくなるので、そういった★  
★関西の方の自治体でも今モデル実施やっていますが、その仕組みがあれば、全然こういうことは起きないので、そういった収入が分かる仕組みを是非是非この導入を検討していただければというのと、あと先ほど高橋委員もおっしゃいましたけれども、国の制度全体のことになってくるので、足立区自治体ではどうすることもできないのですけれども、そもそもこの生活保護、この預貯金資産がもう全部もう本当にすってんになって、やっと受けられる制度で、自立するにしても、働いているこの収入が、結局、一部控除はありますけれども、でも基本全部引かれてしまうので、受けにくく自立しにくい制度設計になってるので、私は、実はこの超党派の自治体議員で、厚労省に何回か要望をやってまして、日弁連が、生活保護法を生活保障法にと、★★制度でそれぞれ家賃だったり生活費だったり、医療費だったりをある程度資産、預貯金も認めて、韓国は国がどこまで個人の資産管理するかという問題もあるのですけれども、デジタルでもう全部管理してるので、プッシュ型でピッともう行政の方がこの人収入なくなっちゃったら送るような仕組みになってるのです。実際、私もそういった仕組みも、韓国に行って聞いたりとか、日弁連が提唱する正に国民生活基礎保障法のモデルを日本でも同じようにやってい

ば、受けやすく自立しやすい制度になるのではないかということを書いてまして、そういったことも、これは国の制度になりますけれども、是非調査研究を進めていただきながら、いろいろな自治体と現場レベルで意見交換しながら、国の方にも、そういったこの制度の改善というのを是非是非声を上げていただければと、私は私の立場で、国会議員の方々とか、厚労省とか要望したりとかそんなことを実はやってまして、一つの人生のテーマに取り組んでいるところでございます。これはちょっとまた意見ということで。

この件については賛成で、今後の改善策を是非是非進めていただければということでございます。

以上です。

○高橋まゆみ委員 賛成です。

○白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本議案については、可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 異議ないと認め、さよう決定いたします。

以下、審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、請願・陳情の審査に移ります。

初めに、5受理番号8を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はありますか。

○高齢者施策推進室長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

○山中ちえ子委員 定着支援については、いろいろな種類の、区は、頑張っているところなのです

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れども、今回、定着支援ということで、新入職者の34歳未満の方への家賃補助を39歳まで幅を広げて、対象者を広げてくださった、こういった改正をしてくださって本当によかったなというふうに思ってるのですけれども、更に、東京都の支援である5年目までが2万円の補助、そして、6年目からは1万円に下がっちゃうという問題もある、それについて、区が6年目からのベテラン層の支援をそこは肩代わりして、東京都がそこまでは2万円にしてくれたので、6年目からは1万円上乘せするなどの支援を区が独自でやるべきなのではないかということを指摘して、求めてきたわけなのですけれども、区は6月の緊急介護報酬改定に合わせて、12月から5月までの部分も対象にして翻って負担軽減できるものがあるから、それをやっていくんだということで答弁してると思うのですけれども、その辺を丁寧に教えてください。

○医療介護連携課長 ただいま山中委員の御発言いただいた臨時報酬改定は、介護保険制度全体の報酬改定でございまして、補助金の方は、厚生労働省、国がやるものを東京都が行う補助金でございます。月額1万円程度、最大1.9万円ということで処遇改善を目的にしたものでございます。

区として、何か独自にそういった処遇改善をするという予定はございません。

○山中ちえ子委員 介護報酬改定の緊急なものが6月に臨時にあるということをもって、答弁では、そういった区の6年目からは区が担って支援を受け継いでいくということを拒んでいらしゃったのですよ、答弁で。だから、その臨時報酬改定でどういった前向きな動きが、見込みがあるということなのか。

○医療介護連携課長 まず、臨時報酬改定、やはりおっしゃったように、職員の定着支援を目的に行われるものでございます。まずはここを受けて、職員がどれだけ流出しないかというのを見ながら、

定着、金銭以外の支援もありますので、何ができるかというのは、これから介護事業者の方とも話し合っていていきたいと思っております。

○山中ちえ子委員 何ができるか考えていくということでは、これまでもアンケートを取ったり、事業者に聞いたりしていると思うのですけれども、それで、やはり、どういうふうにしていこうかといった想定はもう立っていいのではないのかなと思うのですけれども、今、大変な状況になっている事業者の状況というのは把握してると思うのですけれども、その辺はどうですか。

○医療介護連携課長 おっしゃったように、事業者が大変苦しいという状況は理解してございます。昨年、家賃支援事業の使い勝手を聞いたとともに、なぜ離職をするのだというところを介護事業者に聞いたところ、やっぱり金銭面だけではなくて、人間関係ですとか、そういったところも出てまいりました。ただ、そこがどこかという特定ができませんでしたので、まずは、介護事業者と、実際給料が上がるという、臨時報酬改定により上がるということになりますので、その職員の状況なんかを見ながら、何が必要なかというのを金銭以外にも考えていきたいと思っております。

○山中ちえ子委員 介護部門が、やはり平均的な社員と、各産業の平均の賃金にまで上がらなくちゃいけないところが押しとどめられちゃっているわけですよね。そういう中で、やはり1患者さん、利用者さんの困難を支えて、感染症のリスクがあるときには、感謝の気持ちをというふうに言っていたけれども、今は訪問介護の報酬を低く抑えたりとかということで、大変苦しい状況にあるわけです。やはりそういったときに、そういった感染症のリスクにさらされたときだけではなくて、もっとやっぱり日常からちゃんとあてがっていくといった姿勢に立つべきなのではないのかなと思うのです。

先ほど人間関係とおっしゃいましたけれども、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

やっぱり、この仕事は、いろいろな介護だけではなくて、看護師さんだったり、医師だったり、チームで、利用者さんに当たっていく仕事ですよ、チームで。やはりそこで、自分の役割が発揮されている、それを各サービス担当者がちゃんと把握していて相談してくれる。それを、相談に応じてこういうふうにやっていこうよとって、利用者さんへの最善の介護に当たっていくというふうなものです。だから、人間関係というより、いろいろな人と付き合うことが多い職種なのです。ケースワーカーさんとも相談するだろうし、施設入所が必要だとなった場合は、区の職員だったり、それから、入所先の方とコミュニケーションを取るだろうし、だから、やはり御家族との大変さもあるでしょうし、だからそこにやっぱりリスペクトして、手厚く報酬は関係ないというふうな言い方されましたけれども、人間関係なのだ。でも人間関係をしっかりつくって、チームでよりよい介護を提供していくためには、こういった最低レベルの介護報酬を産業平均の賃金に上げていくということが今ある中ですから、これは、東京都がやっている2万円の補助をベテラン層にもちゃんとあてがっていくといった姿勢を取るべきだと思うのですけれども、どうですか。

- 医療介護連携課長 失礼いたしました。先ほど金銭面が関係ないというのは、私、ちょっと分かりにくい表現をしてしまったと思いますけれども、アンケートの中で、やはり金銭面というものも、もちろん項目として出てまいりました。ベテラン層については、来年度、予算をお認めいただけました場合には、永年勤続の表彰を20年、25年に拡大するという動きもございまして、まずは、国でもたくさん議論されているところで、その動向を注視をしながら、考えていきたいと思っております。
- 山中ちえ子委員 永年勤続表彰といったって、永年まで行かないで、いや、その前で辞めちゃう方

が多いというのが問題なわけですから、永年表彰をやるからいいという問題でもないのです。だから、ちゃんと真剣に考えてほしいと。本当に臨時緊急介護報酬改定があるのであれば、それとの整合性はどうかとっていかないと、ちゃんと調べて報告してください。

- 医療介護連携課長 おっしゃるとおり、やはり臨時報酬改定を受けて、職員がどうなったのかというの追っていかねばならないと思います。そういったところを併せて議会の皆様へ御報告してまいりたいと考えております。

- 白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に各会派の御意見をお願いいたします。

- 岡田将和委員 区民の切実な声として受け止めております。2項と3項に関しましては、介護事業者向けの事業もケアプランデータの作成ですとか、家賃補助、様々な新規事業、拡充事業があるというふうに認識しております。1項につきましては、財源の確保であったり、持続可能性を考慮して、慎重に検討しなければならないと考えておりますので、継続をお願いいたします。

- 佐々木まさひこ委員 継続を主張いたします。

- 山中ちえ子委員 採択です。

- おぐら修平委員 継続をお願いします。

- 高橋まゆみ委員 採択をお願いします。

- 白石正輝委員長 これより採決をいたします。

本陳情については、継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定をいたしました。

次に、5受理番号9を単独議題といたします。

前回は継続審査でございます。

執行機関、何か変化ございますか。

- 保健予防課長 特に変化はございません。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長 何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いします。

○山中ちえ子委員 様々なやはり見逃さない、その前兆を見逃さないとか、この検査によって多くの子どもたちが、あとお母さんたちが安心になるという要素もありますので、採択です。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本請願について採決をいたします。

本請願は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号49を単独議題といたします。

報告事項の(2)が本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○福祉部長 それでは、厚生委員会報告資料、福祉部の7ページをお開き願います。

件名は記載のとおりでございます。

現在、親子支援課では、養育費の確保支援事業として公正証書の作成等の費用の助成を行っているところではございますが、令和8年度から、裁判外紛争解決手続、いわゆるADRを利用した場合の費用助成も新たに開始したいというふうに思っているところでございます。

ADRに関する説明については、項番の1から3を御覧いただければと思います。

5番が、この制度の私どもで考えている内容でございます。現行の上に、新規としてADRの利用助成ということで、2万円、3万円というところを示させていただきました。

8ページをお開き願います。

8ページの項番6でございますが、米印のところに、現行のこの制度、特別区のほかの自治体では、16区が既に実施しているところでございます。そういったところも参考に制度設計をさせていただきました。ただ、ほかの区では、残念ながら、あまり利用件数がないというのが実情のようでございます。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

○佐々木まさひこ委員 共同親権導入を含む民法改正、この4月から施行になりますので、医療福祉等の取決め、これを円滑に行うためには、様々な手段があつていいというふうに思います。ただ、これ、ADR、この特別区の状況では、支給実績は、年ゼロから1件、足立区も行っておりますが、足立区においては、どのぐらい利用されておりますでしょうか。

○親子支援課長 まず、足立区では、補助としてはこの次の4月からというふうに考えておりますが、今、独り親の相談窓口、離婚を考えている方の相談もお受けしております。そのときには、必ずADRという手段もあるということは情報提供させていただいておるのですが、この制度を使うときには、必ず相手方も話し合いに乗るといふ、了解がなければいけないと、ある程度の話し合いができる関係でなければ、この制度を利用できないということから、なかなかその手段を使いたいという方が、足立区でも実際はいらっしやらないということでございます。

○佐々木まさひこ委員 相手が同意されない場合は、家庭裁判所に行って協議離婚という形に進んでいくということになりますね。調停による離婚ということですよ。協議離婚の場合は、話し合いができるというその土壌があるので、養育費のところでは、トラブルれば、このADR、裁判外紛争解決手続、相手が、養育費ということに関しては、なかなか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

認めないとかという場合に、相手が同意すれば使えるということなのですかね。

○親子支援課長 このADRという手段は、あらゆる紛争ごとに使えるというのがまず前提であります。

今回、我々がこの補助をしたいのは、養育費確保のための取決めをする方対象にというふうにしております。もう一度佐々木委員の御質問の根本的などところに戻りますが、どちらにしても、ADRを使うには、両方がこの話合いに応じますよという、いわば契約を交わして始めなければいけないので、相手方がこれは嫌だと言われてしまうと、なかなか片方の親が使いたいといってもできないので、裁判に行くか、若しくはまた違う手段を活用するしかないというような現状であります。

○佐々木まさひこ委員 現行で、公正証書を作成する場合に、5万円の補助が出てます。基本的に協議離婚する場合でも、養育費を口約束で定めていても、その後振り込まれなくなるケースが多いということは周知の事実でありますので、公正証書を作っておけば、相手の資産に対する、取るという方法も出てきますので、そういったところでは、現実的なのは、公正証書の作成あたりが一番現実的のかなというふうには思いますが、ただ、いろいろな手段が増えてくることはいいと思いますので、是非周知に努めていただきたい、御相談のときには、こういった方法があると先ほどおっしゃいましたけれども、丁寧に周知、相談乗っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○親子支援課長 こちらの窓口では、まずADRというのを紹介したとき、ほとんどの方が初めて聞きましたという方が多いということですので、個別の相談では、継続して行います。

更に、今、離婚を考えてる方の離婚届は、戸籍住民課の方で提出するのですが、戸籍住民課の窓口で対象の方には、養育費を確保するためという当課でリーフレットを作っていて、それ

をお渡ししてるのですが、今後は、今、改正の作業中ですが、そこにはADRの手法があるというのを付け加えた新たなチラシを作ってお渡ししたい、またあと、区のホームページの方でも、ADRと打つてもなかなかまだヒットしてないので、直接的に御説明につながるようなホームページの改修というのを今、進めているところです。

○山中ちえ子委員 前回質問して、答弁されている中身でちょっと確認したいので、今回質問いたします。

過去のDVによる被害だったり、裁判所でなかなか認めてくれないというようなことがあったりすることで、今回の共同親権ということでは不安を感じている方も多くて、そういった方々の相談だったり、この陳情で求めている親子の面会交流を安心して実現できるようにといったところになっているのだと思うのです。そういう中で、この陳情では、そういった方々を各自自治体レベルで丁寧に受皿になってほしいというような内容だと思うのです。

そういう中で、区は一貫して、独り親の窓口で開いてるからいいのだということなのですが、各課連携、横連携してるということも言っているのですが、では聞きますけれども、例えば、先ほど言った戸籍住民課に来て、手続きをしようとした方が、大変だと、こういった場合どうしたらいいんだということで、別居、離婚後の親子に関する相談が来たとしたら、どういうふうに対応していくのですか。

○戸籍住民課長 そういった御相談いただきましたら、なかなか専門的な相談には応じられませんので、例えば、法務省の相談パンフレットとか、あとは、区の法律相談、そういったようなところ、また、御自身で、弁護士相談などもお勧めしますというような御回答をさせていただいております。

○山中ちえ子委員 それはいいのだけれど、もう差

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

し迫った、やはり、夫婦の不和による大変さを抱えていた場合はどうするのですか。

- 戸籍住民課長 なかなか家庭のことまでの相談を直接、対面では難しいと考えておりますので、やはり先ほどの御案内のほか、例えば、生活保護でしたら福祉事務所とか、そういった関係機関、そういったところも、ほかにも、庁内に相談機関がございますので、状況に合わせて、御紹介していくようになります。
- 山中ちえ子委員 そうしたら、その紹介したところに、先ほどどことおっしゃいましたっけ。
- 戸籍住民課長 法律相談もございますし、例えば、生活保護関係でしたら、福祉事務所とか、あとはその他相談窓口、庁内がございますので、そういったところを御紹介してまいります。
- 山中ちえ子委員 そうしたら、生活保護の方で、例えばですよ、生活保護の方で対応しようとなった場合、そこでも対応できないということになると思うのですよ。法務省のホームページで、何とか弁護士にも相談していけばいいというふうになっちゃうと思うのですけれども、そういうことではなくて、寄り添い型の支援というのですか、そういったことでは、受け持つところはまだないということですよ。独り親の窓口なのです。
- 親子支援課長 これまでも申し上げてきましたけれども、いろいろな分野で、例えば、共同親権という一つの単語でいっても、いろいろな分野で御相談があります。学校のところでもあったり、それから離婚ということであれば、独り親の窓口に来る方もいれば、あとDVの被害者からそういった相談につながることもありますので、どこと決めてしまうと漏れてしまうことがあるので、決めないで、全ての課が関係するという意識で、ささいなことからも、こちらから寄り添えるようにするためには、区全体でこの問題を横並びで認識して、どこが専門というよりは、どこでも関係する家族の問題、子どもの問題であるというふうに、

今準備していくことが、今は一番よいというふうに判断しております。

ですから、今後の状況によっては、何か専門の組織が必要ということもゼロではないと思います。今は、法改正が始まる4月に向けては、今これがベストだというふうに考えております。

- 山中ちえ子委員 4月からもう始まっちゃうということで、もうちょっと具体化した方がいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、そういったうまく対応ができるようにと横の連携でやっていくんだ、支援漏れがないようにするというふうに言ってるのですけれども、先ほど、戸籍住民課の課長が、相談があった場合は、そうやって紹介するという、生活保護の窓口だったというようなことだったのだけれども、でも、次に、ではどうしようという相談があったときに、分からないということになっちゃいますよね。例えば、私なんか看護師だったので、衛生部長も御存じだと思うけれども、一人一人のやはり個別計画書というか、そういったカルテを作るのですよ。いつ何があっても、横で連携して対応していこうねというような対応をするわけですが、そういったことやっていくというのは、やっぱり一番、福祉まるごと相談課が今連携で頑張っているところだと思うのですけれども、そういったところで何かお感じになったり、4月からの法改正の実施に伴って、こうした方がいいのではないかと、というようなところはどうか、お考えになられたことありますか。
- 福祉まるごと相談課長 福祉まるごと相談ということから、本当に離婚を考えていたり、ちょっと相談したいのですというところとか含めて、庁内の御案内を含めて受け止めています。この2年、受け止めてきました。明確にサービスがない、つながる窓口がない中を救っていくのが、福祉まるごと相談だと思っておりますので、例えば、御自身たちがいつときの気持ちでがっとう相談に来た際も

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そうですし、御自身たちがどうしていきたい、どう生きていきたいというところをまずはお考えを整理するというところが、福祉まるごと相談課も必要だと思いますので、そういった際には、是非この福祉まるごと相談課も活用しながら、この御夫婦が、若しくは御主人が、奥様が、どう生きていきたい、子どもをどうしていきたいかというところをしっかりと考えていける、そういったところをまず受け止めていきたくて考えております。

○山中ちえ子委員 是非そういう視点が、すごく大切なのかなと思っていて、例えば、この間も答弁してくださったのは、今はそんなに問合せは多くないんだということを親子支援課長がおっしゃっていて、当然、片方の親に子を養育する能力がない、また、その子の利益を守る資格がないとなれば、当然家庭裁判所の方で単独親権を選択しなければならないというふうになっているということが、もう大体の人に伝わってるんじゃないかというふうに答弁されたのですけれども、本当にそうなのですか。

○親子支援課長 今、山中委員おっしゃられた答弁したのは、そういったことが、法改正が、令和6年の5月に行われたときには、いろいろ不安な方が多かったのですけれども、少しずつ浸透してきたこともあってか、予想よりも重い相談がないとか、各、ほかの課でもないとか、あとインターネットとか報道とかでも、法改正が行われたときよりも、少し落ち着いているのかなという意味でお伝えしたので、多くの方に周知できているとは思っていませんので、法改正の内容の周知については、引き続き、力を入れていきたいというふうには考えております。

○山中ちえ子委員 だから、まだまだ危機感を持っているよというような答弁でした。そのとおりで、やっぱりそういうふうに、家庭裁判所の方で単独親権を選択してくれるとは限らない。やはり、どちらかが親権を争っていれば争ってるほど、そう

いった難しさがあって、家庭裁判所が必ず単独親権をとるというふうにならないケースもあるだろうということで、心配されている。そのための受皿に地方自治体がしっかりなるといような陳情だと思いますので、そういった方向で、私たちもこの陳情をかなえていくような立場でやっていきたいと思うのですけれども、是非、福祉まるごと相談課の方で、難しい方を、やはり安心安全に、そして、子どもの利益第一にということで、いろいろな解決を模索していくことができるノウハウが今、積み重なってくださっていると、大変だと思うのですけれども、その大変さを、例えば、子どもの心理的なフォローができる保健師さんだっているだろうし、それから、やっぱり親の心理的なサポートをする精神的な保健福祉士だっていますし、そういったところとしっかりと、本当に必要なところにそれが届くような支援にということなどで連携をしていってほしいのですけれども、どうでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 全てのケースというわけにはいかないのですけれども、福祉部門と衛生部門ですとか、例えば、親子支援課も今入って、毎月庁内で6部16課の職員が集まって、困難なケースを会議進めています。その中に、例えば、今回のような4月始まった以降の事例で困難で、やはりこれ、横連携しながら、6部16課、そこに社協も入ってますけれども、そこでやっぱり考えていけないといけないというところであれば、その会議にしっかり上げながら、個別のケースまでは積み上げていきたいと考えてます。その上で、庁内でも横展開をして、こういったケースがこうだった、それで、こういう課が関わったから、こういう最後、支援につながったですとか、こうなったということも共有していきたいと、事例も積み上げていきたいと考えております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○おぐら修平委員 このADRの利用に関する開始

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

で、まずそもそもというか、足立区だと、大体毎年この離婚の件数自体というのが、令和4年度までのこの東京都の調査で、年々ちょっとずつ減少してるのですけれども、大体1,100件。その中で、この養育費の支払とかあるこの子どもがいる家庭、1,100件のうち、大体年間どれぐらいいらっしゃるでしょうか、対象者。

○親子支援課長 私ども養育費の確保事業とかしている中で、離婚してる中でのお子さんの数というのは、私どもは把握はできておりません。

○おぐら修平委員 そうなのですよ。いや、私も調べても、ちょっとそのデータがなかったの、どうなってるのかなと。1,100件の離婚のうち、養育費を払う対象のお子さんがあるか、どれぐらいあるのか分からないのですけれども、仮に半分だとしても、やっぱ毎年500件って、相当な数になるのですよね。仮に1割だとしても、やっぱ100件という。その中で、こういった養育費が、そもそも払える資力があつたり、またそういったことを進められる関係にあるパターン、二度と顔も見たくない、もう逆に住所も知らせたくないというパターン、いろいろなケースがあるので、そういったこの当事者にやっぱ着実にこういった制度を使える関係がある方に関しては、利用してもらいたいということで、離婚相談の窓口の中で、こういうパンフレットで制度を丁寧に説明しながらつないでいくということしかないのかな。あと離婚届、もし仮にその相談の前にいきなり出てきたときに、こういったことも含めて、窓口で丁寧に説明していく、場合によっては、兵庫県明石市なんか、弁護士が常駐して、その場でもうすぐにイコール法律相談的なことで対応してくれるようなサポート体制がありますけれども、窓口の中で、こういったことを周知、個別相談対応していくことしかないのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

○親子支援課長 親子支援課のひとり親の相談窓口と

いうのは、もちろん児童扶養手当の受給者等がいるところから、ひとり親の支援というところで始まっておりまして、離婚を考えている方もいいですよというようなスタンスでしたけれども、この法改正を機に、離婚を考えている方も、ひとり親の相談と同じように、少し、離婚を考えているかもしれないけれども、こちらへどうぞというのを積極的に周知していくような感じで、少しちょっとシフトしていこうというふうには考えております。

○おぐら修平委員 ちょっと話が発展してしまうことになるのですけれども、実際に離婚となった場合というか、いろいろなこの現実的な課題があって、結構ほかの自治体で、そういう女性支援団体の方とかが、そういう専門家の方とかが講師で、自治体で離婚セミナーというのをやったら、もちろんその中、どうしてもやっぱり一部離婚を促進するのかもしれない反対の声が上がったとかがあったようなのですが、ただ実際にやると、物すごい好評で、たくさんの方が実際の現実的なこの課題を知るようになって、勉強になったと。セミナーを受ける中で、逆に踏みとどまった方もいらっしゃる、それはもうケース・バイ・ケース、個々の関係性がありますからあれなので、そういった例えば離婚セミナー的なものでこういったことも一緒に併せて説明をするとか、制度を知ってもらうとかというのも、一つの手ではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○親子支援課長 親子支援課では、離婚セミナーというようなことはしてはおりませんけれども、タイトルとしては、養育費・親子交流等法律セミナーということで、今年度もやらせていただいて、10名の方、参加していただきました。

先ほどちょっと離婚を考えてる方もというふうには答弁いたしました、基本的には、やはり今後ひとり親になるためにはというくくりの中で、離婚全てはなかなか当課では難しいのですけれども、ひとり親になる予定の方も含めて、こういったセミ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ナーも継続して行っていきたいというふうに考えます。

○おぐら修平委員 今は、やっぱり時代の変化で、必ず離婚考えられている方って、スマホでいろいろ調べられると思うのですよね。そのときに、離婚とか何かこう検索したときに、こういったこの制度だったり、いろいろなセミナーの案内だったり、あとやっぱり時代の流れで、もうスマホで縦の尺でのショート動画ですね、30秒とか1分とか、そういった形でいろいろ何か検索すると、いろいろなこの制度、仕組みについて、分かりやすく解説したものとか、そういうセミナーだったりとか制度について、こういった新たなこの取組、施策を知ってもらえるような形での周知啓発というのを是非進めていただきたいのと、スマホで検索したら、必ずこう引っかかってくると。見れば、なるほどね、こういうことがあるんだってことが分かるような何かそういう取組を是非やっていたきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○親子支援課長 おぐら委員おっしゃるような周知というのは、非常に効果的だなというふうに思っています。現在行っているところも、区で独自にということ、なかなか費用対効果、それから時間も掛かるというようなところもあります。今、民法改正の周知についても、やはり国の広報物に、区のホームページからなるべく直接つながるようなというような努力をしておりますので、そういったことを国や都、場合によっては、民間の事業所等の情報を活用しながら、おぐら委員おっしゃるとおりのイメージの周知の仕方に近付けるように努力はしていきたいというふうに考えます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 陳情の趣旨には理解をするものの、

4月からADRの補助事業が始まってくるということで、しっかり注視していきたいと思っておりますので、継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いします。

○山中ちえ子委員 是非、採択でしっかりと支える支援策を充実させていけたらと思います。採択です。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 採択をお願いします。

○白石正輝委員長 これより本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号53を単独議題といたします。前回は継続審査です。

執行機関、何か変化ありますか。

○感染症対策課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 区議会に寄せられた区民の多くの声を真摯に受け止めなければならないと考えておりますが、国の動向も見ながら注視していきたいと思っております。

継続をお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続をお願いします。

○山中ちえ子委員 継続をお願いします。

○おぐら修平委員 採択をお願いします。

○高橋まゆみ委員 継続をお願いします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、継続審査をすることに賛成の方の挙

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

手を求めます。

[賛成者挙手]

- 白石正輝委員長 挙手多数でございますので、本件、さよう決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

- 白石正輝委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

- 白石正輝委員長 次に、報告事項を議題といたします。

報告事項(1)を福祉部長から、報告事項(3)、(4)、(5)、(6)を高年齢者施策推進室長から、(9)、(10)、(11)を足立福祉事務所長から、(12)を社会福祉協議会事務局から、(13)、(14)、(15)を衛生部長から御報告願います。

- 福祉部長 それでは、厚生委員会報告資料、福祉部の2ページをお開き願います。

件名はひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」業務委託簡易公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてでございます。

サロン豆の木は、項番2に記載のとおり、イベント型、相談支援型の2種類でございます。今回特定した相手方、項番3でございますが、複数事業者からそれぞれ申込みいただきましたけれども、

結果として、現在担っていただいている事業者に決定したというところでございます。

3ページの項番4でございますが、業務期間については、令和8年4月1日から令和9年3月31日でございますが、事業評価が良好の場合は、最長で令和10年度まで延長すると、更新をするというものでございます。

5ページ以降に、提案書特定までの結果表を記載してございますので、お目通しいただければと思います。

私からは以上です。

- 高年齢者施策推進室長 報告資料9ページ、引き続き、御覧ください。

令和8年度介護予防事業の変更案についてになります。

まず一つ目、みんなで元気アップ教室、こちら自主グループを立ち上げを目的に行っていた講座ですが、ウォーキングに特化しておりましたので、参加者の減少が課題としてございました。また、元気アップ教室、こちら地域の中核となる担い手を養成する講座でしたが、心理的負担ということで、なかなか講座に参加する方が少ないという課題がございました。

令和8年度、この二つを統合いたしまして、趣味的な体験を提供し、グループ創出を促していく講座としていきたいと考えております。

続いて、10ページです。

はつらつ教室、こちらは室内型、プール型とありまして、フレイル予防の知識等を学ぶ講座でございましたが、リピーターの方がかなり半数を超えているというような現状がございました。今後は、室内型に一本化いたしまして、プール型については、これまでの既存事業がございますので、そちらの拡充をして、そちらに御案内できるような形で、御案内をしていきたいというふうに考えております。

続いて、11ページになります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

高齢者配食サービス事業、令和6年10月から始めてまいりましたが、令和8年の10月からは、日中独居の高齢者の方も対象に追加したいと考えております。

この日中独居というところですが、64歳以下の世帯の方と一緒に住んでいる高齢者の方で、その方々が就労等で高齢者の方が独りになる時間、見守りの必要な時間が生じる高齢者を対象としたいと考えております。

10月から申請を受け付け、11月から配食を開始できるようにしていきたいと考えております。

続いて、12ページです。

ゆ〜ゆ〜湯入浴証の要る、要らない、要否調査を行いましたので、その結果と新規利用者の開拓の御報告になります。

ゆ〜ゆ〜湯入浴証、4月1日現在で、70歳以上の方に対して、今現在入浴料550円ですが、150円の御負担で入浴できる入浴証、年間36回分を発行しておりました。

今回、8万4,989人の方にアンケートを行いまして、1万4,220人の方が送付、このまま継続するという事で御回答いただいたところ

です。その要否調査とともに、どのくらい利用しているかということでアンケートを取りました。31回から36回の方々が4割を超えていたという結果になります。

また、その年代の内訳ですが、13ページに記載がありますように、高齢者の中でも、80歳以上の方々が5割前後の利用が36回ということで、かなり高いことが分かりました。

今回の用紙調査で、郵送費の削減で約500万円ほどを想定しております。

71歳から75歳の方というのが、利用が低いということも分かりましたので、令和8年4月から、70歳到達の方に、利用者負担の150円が6回無料になるお試し券を配布していくことを考えて

おります。外出のきっかけ、地域交流、それから健康の促進ということで、その機会につなげていただきたいと考えております。

続いて、14ページです。

共食の場推進事業の実施案についてということで、食事を取りながら、高齢者の方が交流をする、共食、共に食べる、共食の場というのが、区内で今把握している団体が7団体ございます。孤立の防止等にもつながりますので、この共食の場につきまして、補助を考えております。

補助の内容ですが、項番4に記載がありますように、会食事業の経費、食材ですとか、お弁当を取ったそのお弁当代ですとか、また、新たに立ち上げる場合は、備品の購入費等も補助の対象にしたいと考えております。

65歳以上の方が10名以上で月1回以上定期的にこの共食の場を開催する団体を対象としたいと考えております。

始めるに当たりましては、説明会等を行いまして、分かりやすく説明をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○足立福祉事務所長 それでは、福祉部の報告資料21ページを御覧いただきたいと思います。

生活困窮世帯の中高校生に対する居場所を兼ねた学習支援事業委託（区北部地域）の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてでございます。

項番2、業務目的内容については記載のとおりです。

項番3、特定した相手方につきましては、認定特定非営利活動法人カタリバ、現在の委託事業者でございます。

次のページでございます。

項番6、業務期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間です。

7番、提案価格については、項番7のとおりで

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ございます。

項番8、評価のポイント、評価理由などでございますけれども、地域の子どもの特性や家庭環境を適切に把握し、個々の状況に寄り添った支援が期待ができるといったような評価がございました。

特定経過、項番9のとおりでございます。

項番10でございます。今後のスケジュールですけれども、令和8年4月1日からの契約に向けまして、仕様書の調整等を行ってまいります。

続きまして、26ページでございます。

令和8年度大学生等の修学・就職支援事業の拡充についてでございます。

こちら、令和7年度に新設した事業でございます。令和8年度より所得要件、申請要件を緩和し、支援対象者の拡充及び利便性の向上を図るものでございます。

項番1、拡充内容でございますけれども、(1)の所得要件の拡充、現行では、国の給付型奨学金(第I区分)、こちら、非課税世帯ですけれども、そちらが対象となっております。給付金を現に受給していることとしておりましたが、令和8年度よりは、国の給付型奨学金の第II区分の区民税の所得割が約2万5,600円未満の世帯、また、国の奨学金の受給の有無を問わないということにしたいと考えております。

(2)の支援内容の拡充ですけれども、教材費等の購入費につきましては、現在1年次のみ申請可ですけれども、全学年で申請をできるようにしたいと考えております。

令和8年度の当初予算案、また周知については記載のとおりでございます。

4番の今後の方針ですけれども、アンケート調査を現在行っております。その結果を踏まえ、また、支援内容について、利用者から意見をいただきまして、そういったことについて意見を聞きまして、適宜見直しを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、28ページでございます。

生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付についてでございます。

こちら、昨年6月の最高裁における違法判決を踏まえまして、国が生活保護費の追加支給を決定しましたので、当区においても給付をするものでございます。

項番1、対象世帯、平成25年8月以降に生活保護費を受給している方で、基準生活費、また、加算等が計上された世帯でございます。

項番2、対象期間は記載のとおりでございます。

次のページ、項番3、対象世帯ですけれども、生活保護の受給中の世帯、また、廃止世帯も含まれますので、合計で約3万6,200世帯ということでございます。

項番4、支給総額につきましては27億5,000万円余となっております。

項番5、スケジュール(予定)ですけれども、支給の開始時期ですが、今年の10月以降順次と考えておりますけれども、こちら、国から、算出ツールが提供されまして、これからシステム改修等を進めていきますけれども、もし早められれば、時期を早められるように努めてまいります。

6番の追加給付の流れなのですが、受給中の世帯につきましては、令和8年9月時点を基準としようとしているのですが、こちらについてもスケジュールが前倒しになれば、この基準も前倒しになるということでございます。

(2)の生活保護廃止世帯につきましては、世帯主からの申請に基づいて、追加給付の手続を以下のとおり行うものでございます。

30ページでございます。

専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置については、記載のとおり行ってまいりたいと思います。

9番、今後の方針ですけれども、速やかに対象

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

世帯に追加支給できるよう、事務処理を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○社会福祉協議会事務局長 社会福祉協議会の事業概要、収支予算説明書をお開きいただきたいと存じます。サイドブックには、社会福祉協議会の資料、二つ入ってるかと存じますが、そのうちの04番の方、事業概要、収支予算説明書をお開きいただきたいと思います。

まず1ページ目でございますが、こちらは、社会福祉協議会の組織機構ですとか、経営方針等を記載してございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

2ページから、社会福祉協議会の主な取組につきまして、四つの柱で御説明をいたします。

まず、柱の一つ目、項番1の地域共生社会づくりでございますが、こちら、具体的な取組といたしましては、今年度新たに区から受託しております地域づくり事業、またボランティア推進、こうしたものに力を入れて進めていきたいと考えております。

次の柱の二つ目、こちらは項番2、単身高齢者の支援でございます。

資料は、2ページから3ページにかけてになりますけれども、具体的には、単身高齢の方の入院、入所時の手続の支援ですとか、あるいは、お亡くなりになった後の諸手続の支援、また、乳酸菌飲料の配達を通じて日々の安否確認を行う、こうしたことに力を入れてまいりたいと考えております。

項番3の災害対策でございますが、こちらは、私どもの災害ボランティア500名目標に拡大を目指しております。また、これらのボランティアの方々と一緒に、災害ボランティアセンターの設置運営を円滑に行えるよう、取り組んでまいります。

そして、項番4でございます。

こちらにつきましては、昨年8月の厚生委員会

でも情報連絡いたしましたとおり、社会福祉協議会直営のガイドヘルパー派遣事業を今年度末で終了をいたします。それに合わせまして、来年度からは、区内に80か所以上ございますガイドヘルパー派遣事業所、こちらの意見交換ですとかニーズ把握あるいはネットワークづくり、勉強会、こうした場の音頭取り役を務めていきたいというふうに考えているところでございます。

収支予算につきましては、4ページ以降を御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○衛生部長 では、衛生部の報告資料2ページを御覧ください。

足立保健所窓口等運営業務委託評価委員会の評価結果についてですが、令和6年度分の窓口業務について評価委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

評価結果は、平均点93.2点となりまして、前年度の88点を上回るものとなりました。

なお、委員の評価が低かった項目が2点ございまして、1点は、業務の納期達成の状況、これは妊娠届出書の納期遅延が1件ございました。

2点目は、労働関係法についてで、こちらにあるように、勤務時間が8時半のところ、管理監督者ではない特定の従事者が自身の意思で8時20分に執務室内などで、介助を行っていたというものになります。

それらについての是正に対する報告が、次のページ、4ページにございます。

すぐに是正を図っていくという報告でございます。

なお、こちらの事業者は、今年度末で、来年度からは、先日も御報告申し上げましたが、新たな事業者がこちらの窓口業務を委託してまいります。現在、丁寧に引き継いでいただけるよう進めているところですので、区としても、その引継ぎを確認しながら進めてまいります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

続いて、6ページを御覧ください。

東京女子医科大学附属足立医療センター運営及び地域連携協議会の開催結果についてでございます。

1月30日にこの協議会を開催いたしました。

参加委員は、こちらに記載しておりますように、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域の代表の方などに入っております。

議題及び主な説明内容になりますが、まず冒頭、足立医療センターの方から、現在の経営の改善状況などを御説明いただきました。

続いて、公認会計士の方から、全体の財務会計状況に対するコメントをいただきまして、短期的には十分な資金余力があるため、財務上の問題が生じるとはいえないものの、今後、経営効率性、事業成長性、財務安定性のいずれも注視すべき状態にあると見受けられるというコメントをいただいております。

そのほか、足立医療センターの方から、現在の病院の稼働状況などの説明があり、特に看護師の採用は計画どおり推移しており、令和8年度は450床、これが区のフルの稼働になりますけれども、こちらを予定しているということでした。

それに対して、医師会や近隣住民の方から、特に、足立医療センターの経営改善の取組については確実に実施できていると感じており、期待しているというようなコメントがございました。

今後も、区民及び地域の医療関係者の意見を病院運営に反映してもらうために、こうした協議会を重ね、連携を図ってまいります。

続いて、8ページを御覧ください。

妊婦向けRSウイルスワクチン接種の実施方法及び男性HPV9価ワクチン接種の実施検討についてでございます。

RSウイルスワクチン、これは子どもの2歳までに、多くのお子さんがかかる風邪なのですが、こちらについて、28週から37週の妊婦に対し

てワクチンを接種して、予防していくものになります。

こちらについては、4月1日から定期接種に定められましたので、区としても、妊娠届出時にこちらの予診票をお渡ししてまいります。

ただ、区民事務所にいらした方については、オンラインなどの方法で申請していただいて、その方にお届けする予定です。

そのほか、制度開始初年度ですので、この1年間に限って、自費で接種した方については、償還払を考えております。

続いて、9ページになりますが、男性のHPVワクチン接種における9価ワクチンの助成についてですが、東京都の方で、今までは4価ワクチンに対して補助が出ておりましたが、今後9価ワクチンもそこに追加するという予算案が示されたので、区としても、9価ワクチンを全額公費負担で打てるように、補助対象として追加することを考えております。

今後は、4月1日から実施できるように、医師会とも協議をしながら進めてまいります。

以上でございます。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

質疑に入りますが、報告事項が大変多いものですから、質疑並びに答弁は簡明をお願いいたします。

○岡田将和委員 衛生部の委員会報告資料6ページ、東京女子医科大学附属足立医療センター運営及び地域連携協議会の開催結果について伺います。

前提として、東京女子医大さんの方から報告ありました中で、様々な経営改善を行っていただいているということと足立医療センターで働いていただいている、一生懸命働いていただいている方々を応援したいという前提で、いろいろと聞かせていただきたいと思います。

7ページの協議会には、足立区が財務診断を依頼した公認会計士が同席をしていると書かれてお

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

り、短期的には資金余力があるものの、現況が続くならば、資金繰りに影響しかねない、経営効率性、事業成長性、財務安全性のいずれも注視すべき状況にあるとシビアな総評がなされております。

私は、ちょうど1年前の令和7年予算特別委員会で、東京女子医大の内部で様々な問題が起きている中で、年1回の運営協議会で事足りるのか、しっかり精査するモニタリング会議をつくるべきだと強く指摘をさせていただきました。

今回の協議会は、今後も、年に1回協議会を実施していくと書かれておりますが、増やす御予定ありますか。

○衛生管理課長 現在の決まりでは、年1回程度というところで、足立医療センター側とも、合意しているところでございます。協議会自体を増やすかどうかというところ、またそこはちょっと足立医療センター側の意向も……。

○衛生部長 原則は年に1回であります。今後何か緊急に集まってお話を聞かなければいけないような状況があれば、そのときにまた招集して、こうした会議を開いて確認したいと考えております。

○岡田将和委員 昨年の2月に岩本絹子元理事長が逮捕されております。緊急の事態だと思います。

直近の1年間で、どれぐらい東京女子医大足立医療センターの方々と打合せしたのか教えてください。

○衛生管理課長 すみません、正確に何回というのが今あれですけれども、担当者レベルも含めると、大体、月にすると2回程度は、足立医療センターの方に私も含めて、打合せ等を行っている状況はございます。

○岡田将和委員 この協議会の趣旨は分かるのですが、別途モニタリングの会議を、先ほど月2回、結構頻繁にコミュニケーションを取っていただいているのだなというふうに感じたのですが、そういった月2回お会いしているという情報は、これ、厚生委員会に報告資料として出していますか。

○衛生管理課長 先ほど答弁させていただきました月2回というところなのですが、その中身が全て財政状況とかの打合せとかではなくて、例えば、地域の方とか、議会の皆様からいただいた要望をお伝えしに行ったりとか、その回答をいただいたりとか、協議会とかその都度御報告はさせていただいてるのですが、そういう事務レベルのところでは、報告まではしていませんが、そういった打合せをさせていただいているところでございます。

○衛生部長 すみません、補足いたします。

緊急な事態があったとき、特に、昨年度逮捕があったときですけれども、こうした事態のときは、東京女子医大の新しい理事長などが、数名で区長に面会に来ていただいております、丁寧に御説明もいただいております。

ですので、本当に重要な事態のときはそれぞれのトップもやり取りをしながら、私どもは、そうした中で、本当に財政面で更にモニタリングが必要となれば、そのときに改めてそういう場を検討したいと考えます。

○岡田将和委員 そういったトップの話合いですとか、月2回打合せをしているということは、議会報告にないわけですから、二元代表制の一翼を担う我々の方にも話がないということは、区民にも説明が行き渡らないということだと思います。

1年間何やってたのですかと言われかねないと思います。

区は85億円の補助金を出して、現在も約2万7,000平米の土地を無償で貸与し続けております。実質的な補助金支出だというふうに感じております。この協議会の資料については、450床中どれぐらい埋まっているかという病床稼働率といったそういう指標が具体的に数字として載っていませんが、そういう資料の報告はあったのですか。

○衛生管理課長 この1月30日の協議会の中では、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

足立医療センターの方から稼働率、御説明がございました。ただ、そちらは、数もパーセントも含めまして、病院経営上の秘密というところで非公開、ただ、当日の委員さんには丁寧に説明していただきました。

○岡田将和委員 東京女子医大の事業報告書を見ると、令和6年度は64.2%と書いてありますけれども、非公開というのはどういう意味ですか。

○衛生管理課長 その64%は公開されていると思いますが、例えば、あまり……。

○衛生部長 公表されているものもございますが、今回は、令和7年度の9月までの数字もいただいております、一言で言えば、少しずつ稼働率は上がっておりますが、東京女子医大に確認したところ、まだこちら未公表の数字になりますので、今回はこうした資料には載せられないという御回答でしたので、今こうした報告になります。

○岡田将和委員 事業報告書を見ると、確かに数ポイントずつ病床稼働率が改善されてるなというふうにお見受けさせていただきました。

看護師数は、具体的にパーセンテージでどれぐらい伸びてるような感じですか。

○衛生管理課長 看護師の数自体も、病院の方からは、直近の数はちょっと出さないでくれというところは言われているところです。ただ、看護学校もございまして伸びているというところです。

○衛生部長 数は表に出しませんが増えておりますのこのようにした病棟がフルで稼働できなかったというのは、看護師の人数に見合う分しかベッドは開けない診療報酬の規定があるのですけれども、今回は、フルで稼働できる分の看護師が雇えるという報告がございました。

○岡田将和委員 令和8年度は、450床全ての稼働を目指すとして書いてありますが、看護師の数によって病床を稼働できるパーセンテージも変わりますけれども、本当に36%分、100%目指した分の看護師を確保していくという認識、捉え方で

よろしいですか。

○衛生部長 先日は具体的な数字も見せていただきまして、確保できる見込みという報告をいただいております。

○岡田将和委員 この間終わった予算特別委員会で話した話ではなくて、1年前の予算特別委員会でお話をさせていただいた中身が、病院を造っただけではいけないですし、救急救命センターの応受率は幾つなのか、ベッドの病床数がどれぐらい機能しているかをしっかり精査すべきと申し上げてまいりました。当時、足立区民が求める高度医療が本当に提供できているか、区民目線でしっかりと動いていただきたいと考えております。

足立区は誘致して終わりという傍観者の立場ではなく、足立医療センターで一生懸命働く現場のお医者さんや看護師さんの方々が、区民のためにいい医療を提供できるよう、区民目線で、時には厳しく、時には温かく監視していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○副区長 岡田委員おっしゃるとおり、その部分は厳しく見つめていかなければいけないと認識しております。それが、20年間無償の使用貸借の契約条件にもなっておりますので、そこは引き続き、注視をして、きちんと報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○岡田将和委員 1年前から言ってるわけですから、しっかりと報告をいただきたいと思っておりますし、引き続きお願いしたいと申し上げて、質問を終わります。

○佐々木まさひこ委員 時間も大分過ぎておりますので、私の方からは、短く3点ほどお聞きさせていただきます。

まず一つは、はつらつ教室ですけれども、このように事業の組立てを組み直すということでございますけれども、リピーターが多く、やはりどうしても引き籠もりがちで、運動にふだんなじんでいない方を新たに開拓したいという意図は分かりま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すけれども、ただ、リピーターも重要だろうなどというふうには思っています。健康意識が高くて、運動に積極的に参加される層、それを放っておくわけにはいかないわけで、令和8年度に、各種施設、既存の室内型、プール型の類似事業を更に拡充するよう、所管と連携して、リピーター層に取り組んでいくということなのですが、これは、具体的にはもう4月からできるということなのではないでしょうか。

- 高齢者施策推進室長 関係の所管とは調整をいたしまして、そちらで予算も、その分増やして計上を今回させていただいておりますので、4月からは実施ができます。
- 佐々木まさひこ委員 分かりました。では、よろしく願いいたします。

それから、共食の場推進事業なのですが、こういう場があることは私も存じておりますが、例えば、子ども食堂で、高齢者の方も一緒に参加しているというケースもあるのですが、高齢者の方が10人以上、その場に参加していれば、この事業の組立てとしてちょっと難しい部分がありますけれども、使えるということになりますか。

- 高齢者施策推進室長 今回の補助は、主体が、高齢者のところで、高齢者の方が10名以上、65歳以上の方が10名以上いて、そこに、例えば、年に、イベント的に子どもたちも呼んでやりましょうというのであれば、補助の対象にはしようと考えています。

今、佐々木委員おっしゃったのは、子ども食堂のところに高齢者が行ってということなので、それは主体が子どもの方がメインだと思うので、そちらの方で多分補助の★★があるかと思えます。

- 佐々木まさひこ委員 分かりました。鶏が先か卵が先かという感じですけれども。分かりました。了解です。

それから、あと、衛生部のRSワクチン、ウイルスワクチンですが、区民事務所での届出の場合、

その場で予診票をお渡しできないということで、後で申請していただくということなのですが、この申請の仕方の案内文のようなものは御用意いただける、ちゃんと周知していただけるのでしょうか。

- 保健予防課長 区民事務所に提出する方、20%程度おりますので、案内文もちゃんとお渡しさせていただきます。

- 山中ちえ子委員 初めに、衛生部の方の保健所窓口等運営業務委託評価委員会の評価結果についてということで、今回、パソナではない違う事業者が業務委託に変わるということではあるのですが、この評価委員会からの意見と受託者の回答というところで、ミス防止についてというところがとても気になっておりまして、今後、請け負う事業者でも、やっぱりヒューマンエラーとかある可能性はやっぱりあるわけで、やはりそれに対してどういうふうにしていくかといったところでは、この事業者側の回答では、無理なのかなというふうには私は思っていて、これまでも質問して、是非、そういったリスクマネジメントの精神で、ミスを防止していくというようお願いいたしますということを度々言っていたのですが、やはりこのミス防止について、業務慣れから生じるミスが見受けられたということで、常に気を引き締めるとともに、強い意識を持って業務に当たってほしいということの評価委員の方が言っていて、事業者は、区民窓口としての意識を再確認し、現状課題解決やモチベーションの維持、それから、組織の活性化を図って、正確で安定した運営体制を構築するというふうに答えているのですが、やはりこれは、リスクマネジメントの視点でやりますという回答をいただきましたかというふうには思ったのです。何かミスがあったりとか、利用者さんや、それに伴って、大変なことになる、なってしまう、そのきっかけをつくった方だけが問われるのではなくて、組織的にそのときの問題

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

をみんなであぶり出していって、現場の人たちで解決点を探っていくというのが一番大切なことなので、是非、この間のミスの報告もかなりあったわけなのですが、そういった視点でできるように、あまりやると、偽装請負とかというふうになっちゃうのであれなのですが、しっかりとそれが浸透できるようにしていただきたいと思うのですが、その辺ではどうでしょうか。

○衛生管理課長 山中委員おっしゃるとおり、ミス防止のところ、様々な取組が必要だと考えております。新しい事業者との今、引継ぎ期間中ではございますが、これまでの積み重ねであったり、マニュアルに反映された部分はもちろんのこと、またあまり、先ほど山中委員おっしゃったとおり、委託業務ですので、我々からこうしてくださいというところは難しいところがございますが、ただ事業者も、意識高く持って、職員たち同士で研修とかもやっておりますので、またその辺も我々も注視しながら、共にミスがないように努めていきたいと考えております。

○山中ちえ子委員 是非お願いします。

そして、介護予防なのですが、一つだけお聞きしたいのが、この変更の目的になっているのが、より一層、効率的、効果的な事業展開を推進していくということなのですが、このみんなで元気アップと元気アップサポーター養成研修が合体するということだと思っておりますけれども、これによって、効率化にはなるのでしょうか、どう効果が増えていくというか上向きになっていくという見込みなのでしょうか。

○高齢者施策推進室長 今までのみんなで元気アップ教室、先ほども御説明しましたが、ウォーキングに特化しておりました。コロナが明けて、皆さんウォーキングに対する需要がないということで、なかなかその講座を開いても、講座に来ていただける方が少なくなっているという現状があり

ます。今回一緒にすることで、趣味的な体験、今までやったことのないような体験してもらえ、今回は、令和8年度はポッチャと絵手紙と折り紙を予定しておりますが、その中で、自分の好きなものを見つけていただいて、見付かったお仲間同士で、そこで自然発生的にグループをつくっていくのかなというふうに考えておりますし、そう促していく講座にしていきたいと思っておりますので、より需要はあるかと考えております。

○山中ちえ子委員 利用者数が少ないというところが懸念事項だということだったので、それが広がるように、この場所に来られないという方もいらっしゃると思うので、やはり、都市建設部との連携によって、移動支援にしっかり福祉部なり衛生部なりが、衛生部も、いろいろちょこ活とかやっていて、これも、すこやかプラザだったり、区役所だったり、ちょっと偏在しているので、スポーツカーニバルとかで、アウトリーチしてやっつるんだということをこの間もおっしゃってただけけれども、やはりそこに行きたくても行けない人がいるといったところにしっかり視点を当てていただきたい。そうすれば、利用者数も増えるのではないかと思うのです。なので、前回は移動支援については、都市建設部との横連携していくということでお答えして下さったのですが、その辺は具体化はどんな感じで進みましたでしょうか。

○高齢者施策推進室長 その件につきましては、まだ具体的には進んではおりません。これから、また、都市建設部の方と話はしてまいります。

○山中ちえ子委員 是非お願いします。物すごく、思いのほか、想像以上に、地域は、地域交通の協議会は盛り上がっていて、地域の人たち、どんどん巻き込んで、そして介護予防に進んでいく、そういう社会的な役割を果たしてまいりますので、区も負けないように連携してほしいと思います。そして、東京女子医大の件なのですが、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

これは、一つ、東京女子医大って、もう10年、20年ぐらい前になるのですけれども、死亡事故を起こして、医療過誤で。医療過誤とって、医療ミスで亡くなる方がいて、それに対する対応を迫られたときに、数年掛けても構築したのです。医療ミスを起こさせない体質をつくっていくために努力した大学でもあるのですよ、その当時。でも、それがやっぱりこういうふうになってしまっただ変残念なのですけれども、そういった種とか、土壌のある大学病院だと思いますので、働いてる人たち、一生懸命やっぱりミスを起こさないようにとか、ニーズに応えられる救急医療とか、ICUでの対応とか、やっぱりしたいと思ってると思うのです。なので、看護師さんが少ない、医師が少ないということで稼働率が低いというのは、とても残念なのですけれども、その辺から、是非こういった問題があったことをきっかけに、やはり一番患者さんを診ていく、そして、診ていく担い手だったり、患者さんに適切な治療をしていけるといったことをまちのみんなの大好きな病院なのだとすることにしていこうということに賭けていただきたいなと思うのです。そちらの方にシフトしていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○衛生管理課長 山中委員おっしゃること、ごもつともだと思っております。

足立医療センターの病院長からも、協議会の中でありました経営改善、もちろんしっかり努めていくのだけれども、まず第一に、地域の皆様だったり、地域の病院の方からの信頼をしっかり勝ち得ていくことがまず第一だということ、それはスタッフ共々ということ、お言葉いただいておりますので、足立区としてもそのあたりをしっかりと注視、見守っていきたいというふうに考えております。

○高橋まゆみ委員 私からは、衛生部の報告資料の8ページのRSウイルスワクチンとあとHPVの

9価ワクチンについて、お話ししたいです。

これなのですけれども、ちょっとどんなワクチンなのかなと調べたのです。まず、RSウイルスワクチンなのなのですが、妊婦向けの定期接種としては、日本初ではないかと思うのですが、ここはいかがですか。

○保健予防課長 定期接種としては初めてのものだというふうに聞いております。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。こちら、抗体を新生児に移行させる目的として、日本では28週から36週が、定期接種という形になるかと思えます。妊婦は、普通、薬もワクチンも、どうしても必要なとき以外は避けるべきというのが一般常識だと思うのです。アメリカでは、早産リスクが、医療者向けにも、接種者向けにも文書で明記されているのですが、日本のこのワクチンの添付文書に、早産リスクは書かれてましたか。

○保健予防課長 添付の文書は見えていないのですけれども、厚生労働省の資料によると、検証した結果、早産の発生率は低かったと書いてありました。

○高橋まゆみ委員 低かったということなのですが、実際にGSK社というところが、この同じようなRSVワクチンを開発していたらしいのです。ですが、その会社は早産が増えたため、中止になっているそうなのです。認可されたこのファイザーワクチンも、第3の試験で有意差という差がほとんどないものの、早産が2割増えているということが示されていたそうなのです。実際、諸外国では、認可状況は24週からなど、日本と同等だが、推奨や定期接種状況は随分違っているそうです。アメリカでは、32週から36週の9月から1月限定、期間を限定してるのです。医療者向けの文書にも、接種者、妊婦者向けの文書には、やっぱり早産ということのリスクをちゃんと明記しているらしいのです。デンマークなんかでは、10月から3月、やっぱり期間を限定して32週が来る妊婦だけに定期接種の対象としたり、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ドイツやカナダは、妊婦向けにはもう推奨してないということなのです。

諸外国では、妊娠週の限定をしたり、季節の限定をしたり、早産のリスクをできるだけ明記をして、この打つ人たちにお知らせをした上で、打つか打たないかは、自分たちで、コロナワクチンと同じですよ、打つか打たないかは、自分たちの責任で打たせるようにということになっているのですけれども、まず、前回のコロナワクチンで、日本人たちというのは、もう8割方が接種をしていて、実際に今回もこのコロナワクチンで、新たな数字として、認定件数が9,454件になっているのです。前回を見ると、令和8年1月16日に御報告したやつで、このときは9,421件なのです。たったこの2か月の間に更に9,454件という形で、たったこの2か月でもう増えているような形になっているほど、やっぱり体に異常が起きてる人が多い中で、妊婦さんもしかこのコロナワクチン打ってますよね。免疫力が下がると言われている中なのですよ、このコロナワクチンによって免疫力が下がるということは実際に言われている中で、このワクチンを初めて妊婦に人たちに打たせるということの、もうちょっと慎重さというのが必要だと思うのですが、いかがですか。

- 保健予防課長 このワクチンにつきましては、今までは任意で、個人の判断で接種してましたけれども、定期接種となりましたので、予防接種法そのものは改正されております。ですから、御案内を差し上げさせていただいて、ただし、ワクチン、全てそうですけれども、何らかのリスクがございますので、そういったものは案内の文書に記載させていただこうと思っております。
- 足立保健所長 こちらのRSウイルスワクチンに関しましては、中間報告によりますと、高橋委員おっしゃるように、早産のリスクが高まるのではないかとといった報告がされたワクチンでござい

す。ただし、最終報告、最終的なものに関しましては、早産のリスクの増加が認められない、そういった報告がございまして、国の方も定期接種、安全性が一定程度認められるということで認めたものというふうに認識しております。

- 高橋まゆみ委員 国が決めたからと、前回のコロナワクチンと同じなのです。これだけの9,000人以上の死者の方が出ているということもありますので、慎重に行うことは、絶対悪いことではないので、まずはこのリスクを大きく、どこかに、前みたいにQRコードとかではなく、ちゃんとリスクを書いた上でお知らせをしてちゃんとしてください。それがもう最低限行政の区民を守るすべだと思しますので、よろしく願いいたします。

- 衛生部長 副反応については、できるだけ分かりやすく表に出せるようにしてまいります。

また、なお、このワクチンは、全く初めてというよりは、先ほど保健予防課長が答弁しましたように、今は自費で皆さん受けておられて、特に全体として見ると、妊婦の方の半分ぐらいは、希望して受けておられると、自費で払っておられるところなんです。そういったことも鑑みて、今、子育て支援は、経済的支援も必要になりますので、定期接種になることで無料で受けられるという利点もありまして、受けたい方が受けられるような環境もつくっていきたくて考えております。

- 高橋まゆみ委員 最後になります。確かに打ちたい人はいると思うのです。なのでですけども、きちんとリスクを知らせることは行政の役目ということをお伝えしたい。

同じく男性に対してのHPVも、推奨だけはしないで、推奨だけはしないで、打ちたい人を打たばいいのです。推奨はしなくていいのです。打ちたい人を打たせるような形で、リスクをきちんと出して、副反応はあるからという、その前提というのはおかしいのですよ。副反応があるというの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

は、皆さんほとんどの人は分かってないのです。  
 本当の副反応。ちょっと熱が出るとか、そのように軽く考えている人が多いので、実際に被害に遭った方たちに私は会ってきましたけれども、いまだに、いまだにですよ、ちゃんと歩けなかったりするのですよ。なので、少しでも被害が広がらないようにしていきたいので、打ちたい方だけをお願いいたします。よろしくをお願いします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは、報告事項については終結をいたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 次に、その他に入りますが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 ないようですので、本日の厚生委員会は閉会いたします。

午後零時29分閉会

速報版